

② 2001年－2010年ベトナムにおける酪農開発政策及び措置に関する諸事

政府

ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福  
ハノイ 2001年10月26日

政府首相決定

2001年－2010年ベトナムにおける酪農開発政策及び措置に関する諸事

政府首相

1992年9月30日政府組織法に依拠；  
農業・農村開発省大臣の提案に準拠

決定：

- 第1条. 国内の牛乳消費需要への対応・輸入牛乳との代替・雇用創出・農民収入向上・農業及び農村経済構造の変革への貢献を目的とし、酪農開発を行う。  
2005年までに乳牛頭数10万頭を達成し国内消費量の20%に対応する。2010年までに国内消費量の40%に対応可能とする。2010年以降の数年間で100万トンの牛乳生産量を達成する。
- 第2条. 酪農開発は牛乳加工施設や砂糖・ココナッツ・ゴム・コーヒー・茶・牧草開発等加工工業に必要な作物栽培を行っている地域及び土壌・労働・気候的な条件や生態環境・衛生環境が整った地域と密接に連携しなければならない。具体的には以下のような地域を指す：
1. 北部各省：ハタイ(Ha Tay)、バクニン(Bac Ninh)、ヴィンフック(Vinh Phuc)、フートー(Phu Tho)、バクザン(Bac Giang)、タイグエン(Thai Nguyen)、ニンビン(Ninh Binh)、タインホア(Thanh Hoa)、ゲアン(Nghe An)、ソンラ(Son La)、ハノイ(Ha Noi)市外地の各郡
  2. 中部沿岸地域中山間地の各郡：ビンディン(Binh Dinh)、クアンナム(Quang Nam)、クアンガイ(Quang Ngai)、カインホア(Khanh Hoa)、フーイエン(Phu Yen)
  3. 南部各省：ビンジュン(Binh Duong)、ビンフオック(Binh Phuoc)、ドンナイ(Dong Nai)、タイニン(Tay Ninh)、ロンアン(Long An)、カントー(Can Tho)、アンザン(An Giang)、ホーチミン(Ho Chi Minh)市外の各郡
  4. 中部高原の各省：ラムドン(Lam Dong)、ダクラク(Dak Lak)、ザライ(Gia Lai)、コントウム(Kon Tum)

第3条. 人民の畜産への需要に応えるため、国内及び海外のあらゆる経済的階層に属する組織・個人全てに対し、酪農若しくは品種造成への投資を以下のように奨励する。

1. 繁殖用の母牛を、以下のようにして準備する：
  - ベトナム在来種であるベトナムイエロー種改良プログラムの続行。財務省がプログラム実施のため、毎年予算を配分している。
  - 全国規模で、改良された良質の雌牛を選抜し買い取る。
  - 特に南東部や中部高原、フークイ(ゲアン省)、タインホア等におけるゴム・コーヒー・茶・砂糖・ココナツなどの農場或いは林場で労働者として働いている世帯に対する、世帯規模・農場規模による繁殖用雌牛の集中飼養地域の形成。
  - 繁殖用雌牛の飼育者は、資金の貸し付けや予防注射ワクチンなどの支援政策を受けることができる。2-3年間の基盤作りの後には、各年計画に沿った乳牛の繁殖事業に対して、繁殖用雌牛を十分に供給できるよう、良質の種雌牛を造成しなければならない。
2. 全国の酪農需要に対応し外来 HF の血の割合が 50% 或いは 75% の乳牛を造成するため、上記項目のように形成された良質な繁殖用雌牛に対し、泌乳能力・乳質共に高いホルスタイン雄牛のような別品種の雄牛を交配する。農業・農村開発省は各省及び中央直轄都市や各総合会社、建設会社を指導し、ベトナム在来種であるベトナムイエロー種（黄牛）の改良プロジェクト及び乳牛の交配・開発プロジェクトを実施する。各省・中央直轄都市の人民委員会、総合会社、建設会社は乳牛の改良・増殖プロジェクトを実施し、自分の地域及び機関で生産する。

第4条. 各省の人民委員会は同決定の第2条を掲げ、現在ある土地利用を見直し、農民を指揮して乳牛飼育用の牧草栽培に適した土地を用意しなければならない。

一年生作物或いは多年生作物（コーヒー、ゴム、茶など）を栽培している土地で経済効果が低いところは乳牛飼育用の牧草地に転換する。

- 作付け農家に種を供給するため、農業・農村開発省は牧草に関する研究・指導機関を指揮し、またその他の機関と共同で、エレファントグラス(キンググラス)、パンゴラ、ギニアグラス、ルーサン、マメ科の草と言った高収量牧草の品種を迅速に選抜し交配するよう指導する。牧草の収量及び品質の高さを維持するため、イネ科の牧草とマメ科の牧草を交互に植えるなどの技術指導を行う。乳牛の飼料加工・保管・備蓄の規定を公布・指導す

る：食糧の温度湿度保持や牧草貯蔵庫での保管・・・、サトウキビの端や砂糖蜜の残り、サトウキビやビール・酒の搾りかすなどの農業・農産品加工工業の副産物を乳牛の食品に利用することなど。

第5条. 原料生産地と密接な牛乳加工施設の建設投資と事業化。加工工場は消費者の嗜好に対応し質の高い製品を生産するためにも先進技術を使用せねばならない。

- 各牛乳加工施設は、販売先の地域事情に合致し、また畜産業者が牛乳を売るのに便利な形の集乳購買のネットワークをつくらなければならない。
- 各牛乳加工施設は牛乳加工製品の多様化をはかると共に、製品全てが消費され、効果をあげられるよう、マーケティングを強化しなければならない。

工業省は農業・農村開発省、各省・各中央直轄都市の人民委員会と協力し、牛乳加工施設開発計画が原料供給地域の状況と合致するよう、また投資効果が上がるよう、事業の見直し・調整・補足をはからなければならない。

商業省は毎年、国内の生乳生産と輸入牛乳の量のバランスを取り、乳牛開発を保障し、また加工工場が農民から生乳を全て買い上げられるよう、国内牛乳消費量を予測している。

第6条. 品種・畜産技術・獣医・飼料などの研究レベルを向上させ、畜産業従事者に進歩した技術を伝えるため、各科学研究・指導施設への投資及びレベル向上事業を続行する。

- 泌乳能力が高く、また全国の畜産業従事者の需要に対応しうる交雑種の乳牛を造成するため、高品質の種雄牛（精液・胚も含む）を輸入する。
- 交雑種の牛を固定するため、個体毎の泌乳能力の検査を実施し、HF種の血を75%ひくF2種の雄牛を後代検定により選抜できるようにする。

農業・農村開発省は科学技術環境省と協力し、ベトナムに輸入される乳牛の品種及び牛乳の基準づくりを行う。

第7条. 投資及び貸し付け政策

1. 投資について：予算（中央予算と地方予算を含む）からの投資：

- ベトナム在来牛の改良プログラムの実施
- 乳牛の精液、液体窒素及び精液の輸送費、繁殖用雌牛に交配させて泌乳能力の高い交雑種の牛をつくるのに必要な液体窒素の費用を免除する。
- 安全の保証のため、危険性の高い病気を予防するための各種ワクチン注射

を無料とする。

- プロジェクト開始日を含む最初の3年間、泌乳能力の高いF1交雑種雄子牛1頭につき20万ドンを援助する。
- 泌乳能力の高い交雑牛の生産契約を結んだ各組織・個人・世帯が、ゼブー交雑種である繁殖用の雌牛を購入するために融資を受けた場合、その利子分を支援する：利子分の支援を受けられる貸し付け上限額は1頭につき200万ドン、利子分の支援を受けられる期間は牛を購入した日を含めて3年間である。
- 酪農技術の訓練・指導・伝達を行う。

## 2. 国家計画に沿った投資貸し付けについて

- 牛乳の集乳施設・加工施設の建設投資は、輸出製品の生産・加工に関する各プロジェクト及び農業生産プロジェクトに対する開発支援基金からの投資支援政策に関する政府1999年6月29日の第43/1999/ND-CP議定及び政府首相の2001年1月2日の第02/2001/QD-TTg決定に従い、開発支援基金からの資金貸し付けを受けることができる。
- 乳牛飼養世帯が酪農開発のために資金を借りられるよう、貧困者用銀行の資金増強と貧困世帯向け雇用創出のための国家目標プログラムの資金増強をはかる。

## 3. 商業貸付について

ベトナム国家銀行は各商業銀行に、融資を希望する各組織・個人・世帯に対して、融資を受ける手続きが円滑に行くよう十分な条件を提供することと、十分な資金を保証することを指導した；また農民会、ベトナム婦人連合会と協同し、経済的に困難な状況にある世帯も畜産開発のための資金が借りられるよう、無担保貸付組織や互助組織を通じた融資形式を拡大した。

第8条. 国内投資支援法(改正法)の指導に関する政府1999年7月8日第51/1999/ND-CP議定に基づき、買い付け機関、牛乳加工機関、牧草栽培機関に対し税金への投資優遇措置を実施する。

- 牛乳の検疫及び運搬費用各種を免除する。
- 畜産業者・牛乳加工業者・牛乳輸出入業者が参加する酪農生産保険基金を設立し、国家が初期資本の一部を援助する。酪農協会が財務省の指導と規制に従い、基金の管理及び使用を行う。

第9条. 世帯規模・農場規模の酪農開発を主要とする。私営企業や国内及び海外の有限会社による酪農業や物資サービス・技術及び牛乳買い付け・牛乳加工への

投資を奨励する。

- 国営企業は主に技術・品種・物資・獣医・牛乳の販売及び加工への任務を負う。
- 品種・物資・獣医・牛乳販売サービスでの助け合いや互いの権利保護のため、畜産世帯の自発的な参加による合作グループ及び合作社の形成を奨励する。
- 畜産業や牛乳の取引等に関する先進技術の適用における助け合いや互いの権利の保護のため、酪農関係業者や加工施設の社長、科学者などによる酪農協会を設立する。

第10条. この決定は署名日から 15 日後より効力を持つ。

第11条. 農業・農村開発省、計画投資省、工業省、財務省、商業省、科学技術環境省の各大臣、ベトナム国家銀行総督、地勢総局局長、開発支援基金リーダー、各省・中央直轄都市人民委員会主席、及び関連機関のリーダーは、この決定の施行に責任を負う。

敬具：政府首相

副首相

Nguyen Cong Tan (グエン・コン・タン)

同決議の受け取り機関：

- 党中央書記班
- 政府首相及び各副首相
- 各省：農業・農村開発省、計画投資省、財務省、工業省、科学技術環境省、商業省、労働－傷病兵－社会省
- ベトナム国家銀行
- 地勢総局
- 開発支援基金
- ベトナムゴム総合会社
- ベトナム牛乳総合会社
- ベトナム婦人連合会
- ベトナム農民会
- 各省・中央直轄都市の人民議会・人民委員会
- 政府官房：主任書記、各副主任、各部：総合經濟部、KG, 地方第一局、地方第二局, TTTT&BC, 総合部,
- Luu NN(3), VT